

る。なぜならばこの時期に母親に課せられた精神的苦悩は、ときとして子どもの生命に危険を及ぼすものだからである。

Deutscher Sozialbericht Nr. 7/8. 1969.
S. 27-30

(春見 静子 上智大)

社会事業教育に新しい方向

— 専門大学 (Fachhochschule) の設置をめぐる —

(西ドイツ)



1. これまでの発展と新しい方向

ここ数年来、社会事業学校制度の根本的な改革が必要であるということが主張され続けてきたが、このほど技師 Ingenieur の養成が専門大学 Fachhochschule のレベルに格上げされて、そこで行なわれるという見通しが確実になったために、その制度の社会事業学校への適用をめぐる問題はさらにいちだんとクローズアップされるようになった。

1967年から8年にかけて、社会事業学校協会、職員・労働者組合、学生会組織は社会事

業学校の向うべき方向として、いままで技師養成校につけられていた名称「アカデミー」を社会事業学校（「専門学校」の名称で呼ばれている）にも適用させようという方針で運動を進めてきた。「アカデミー」という名称は1968年1月18日専門学校と単科大学 Hochschule の中間に位置するものとして正式に文部省会議で決議された。社会事業学校の学生たちは、この専門学校からアカデミーへの格上げ要求を掲げて、1968年4月から5月にかけて授業放棄を行なった。しかし、その授業

放棄も終わらないうちに、この要求そのものがそれほど興味のあるものでなくなってしまった。それは技師の養成をさらにもう一段高いレベルの専門大学 Fachhochschule で行なおうという提案が、ハンブルクとノルトライン・ウエストファーレンの両県議会に持ち出され、新しい法案が審議されることとなったからである。そして1968年7月5日の県知事会議では、技師養成校およびそれに準ずる学校を単科大学 Hochschule と同じレベルの専門大学 Fachhochschule に昇格させるという統一的な見解が発表され、同年10月30, 31日の両日ハンノーバーで開催された県知事会議は「専門大学の分野に関する規定」を採択した。それによると、「専門大学は、専科大学の中の特別な組織であり、学生をある一つの公に認められる専門分野に向けて養成する。そこでは学問的に基礎づけられた職業教育を行なう」ということである。入学資格は単科大学の入学資格に等しく、養成年数は3年間である。関連のある学問領域については、単科大学の然るべき学科に籍を置き研究を続けることができる。養成課程は国家試験、な

らびに資格の授与をもって終了する。民間（私立）の専門大学を認可するか否かは県議会の決議による、などが専門大学の大きな構想である。

この県知事会議の決議が、ドイツ全国にわたる統一的な見解になるかどうかを判断するのはまだ時期が早すぎる。

社会事業学校にこの制度を適用させるということに関しての諸県の動きを見てみると、ハンブルクは社会事業学校を全校専門大学に移行させたい意向である。ベルリンは1968年にいままでそれぞれ別々の機関で行なわれてきた、社会事業者と社会教育従事者の養成を一本化し、一つの機関で行なうよう改革を試みた。ノルトライン・ウェストファーレンは、1968年11月の県議会でこの専門大学の提案がなされた際に、社会事業学校にも社会教育従事者養成校にもこの適用が可能であることを明らかにした。

ベルリンとブレーメンではすでに社会事業学校は専門学校ではなく、アカデミーの名で呼ばれている。

2. 専門大学への昇格のもつ意義

ノルトライン・ウェストファーレンは10年前に、社会事業学校の最初の根本的改革として、養成期間を2年から3年に延長する、卒業以前に1年間の職業的実習期間を設ける、どの社会事業学校にも共通な必須科目を定める、などを徹底させた。この提案は次第に他県にも受け入れられ、現在ほぼ全県がその基準にそった養成を行なっている。目下の問題としての専門大学では、養成期間は3年間で期間の延長は考えられていないので、その意図するところは、なによりも教育内容の充実と学問的基礎づけをもっと徹底的なものにしようということである。そしてそれにより社会事業従事者は、激動する社会の中で彼らに課せられた使命をよりよく果たすことができるようになりたいと念願するためである。もちろん専門大学になったからといって、そこで実践と縁遠い理論が教えられるとか研究されるとかいうのではなく、まさに逆にいっそう高い次元で理論と実践の統合が行なわれ、よりよい実践のための教育が行なわれなければ

ならない。

専門学校を専門大学に昇格させるためになにより必要なことは、他の専門大学に匹敵するほどの内容的な質と量を社会事業の専門大学が有することである。そのためにも社会事業学校と社会教育従事者養成学校との統合は意味のあることと考えられる。社会教育従事者養成学校は青少年の指導者を養成するというニードから生まれ、2年前に文部省の管轄下にあるものとしてはじめて専門学校のかたちで組織された。このように制度として成立後まだ日も浅く、試験段階を出ていないともいえる学校であるが、社会教育の基礎となる学問の研究は単科大学や総合大学において進んでいて、その方面ではむしろ社会事業を越えているともいえるほどである。その点からも社会事業と社会教育の共通の養成の場としての専門大学の構想は一考に値する。

社会事業学校と社会教育従事者養成学校が専門大学への発展を考えると、共通して抱く悩みは養成の場が小さすぎるということである。両者とも養成が実習と密接な関係にあるために、その指導のうえからも学校の大き

きさを無制限に大きくすることはできない。それゆえに、一定の規模を両者で構成し、授業内容も互に補い合い、深かめ広めることができればお互にとって有利であるにちがいない。もちろん両領域の理論的統合の問題や両者に個有の概念や体系を整えてゆくためには困難もあろうし、時間をかけて十分に検討されなければならない点も多い。そのためにも、1969年春からハンブルグではじめての試みとして実施された、社会事業と社会教育の統合されたかたちでの専門大学の経験は、他の県にとってもきつと大いに参考になるにちがいない。

3. 専門大学教育の必要性

専門大学設置の目的は、すでに述べたとおり、「学問的に基礎のある教育と実践と密接に結ばれた研究」を行なうことである。いままで社会事業教育を高めるための最大の困難のひとつは、養成のために資格があり優秀な教授陣を得がたいということであった。従来、社会事業学校の教授のほとんど全員が関連科目の専門家であっても、社会事業、社会

教育そのものの専門家でないという状態であった。しかしまさに社会事業または社会教育そのものの専門家による程度の高い教育が強く望まれていたのである。社会事業教育が専門大学で行なわれるようになり、その養成からさらに能力と興味のある者には、専科大学もしくは総合大学で特定の関連領域について研究を続けることが可能になれば、その道をとおして望まれていた講師を養成することも

できるようになるわけである。

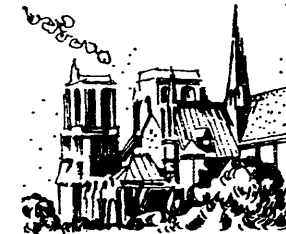
Neues Beginnen: Zeitschrift der Arbeiterwohlfahrt für Theorie und Praxis der sozialen Arbeit NO. 2, S. 45~52.

Christa Hasenclever, Zur Problematik der Fachhochschule für Sozialarbeit/und für Sozialpädagogik

(春見 静子 上智大)

重度精神薄弱児の治療施設 — 職員の採用と養成 —

(フランス)



フォン・ドレル精神病院の重度精薄児部における職員の問題をとおして、重度精薄児治療の問題点が検討されている。

フォン・ドレル精神病院における重度精薄児治療部門

同部の発足は1963年であるが、完全に機能

し始めたのは1967年5月以来である。規模は38床でレロー県の6~16歳の重度精薄児を対象とする施設である。入院児童の特殊性のために、単なる収容施設となってしまうために特別の規定を設け、とくに入退院の条件を明確とするくふうがなされている。入院に